

1 財政健全化関係

本市においては、平成 17 年度の旧三木市及び旧吉川町の合併直後からの財政運営の結果が、ここ数年で、収支の赤字補填のための財政基金の取崩しが必要という形で表面化してきており、このままでは数年のうちに同基金が枯渇してしまうおそれがあるなど、財政健全化が必要な状況となっている。

本市が将来にわたりまちの活力を保ち続け、今後においても着実にまちづくりを進めるためには、何よりも持続可能な財政運営が不可欠であることに鑑み、本市が財政的にまだ体力のある今のうちから、財政健全化に向けた取組に着手することとした。

令和 5 年度においては、次に掲げる取組を行った。

(1) 財政健全化に向けた取組

将来にわたる持続可能な財政基盤の確立に向け、事業の総点検を実施しながら、「三木市財政健全化計画取組実績報告書（令和 4 年度）」を作成した。

時 期	内 容	備 考
令和 5 年 8 月 17 日	「財政健全化推進本部会議」を開催	「三木市財政健全化計画取組実績報告書（令和 4 年度）」（案）について協議・決定
令和 5 年 8 月 24 日	「三木市財政健全化計画取組実績報告書（令和 4 年度）」を公表	

2 事務改善関係

10 年、20 年、30 年先の行政運営を見据え、業務の効率化に向けた全庁的な事務改善のマネジメントに継続して取り組んだ。

時 期	内 容	備 考
令和 5 年 4 月～	令和 3 年度に実施した全庁業務量調査を基に対象所管課を選定し、業務改善の取組を令和 4 年度に引き続き実施	
令和 5 年 11 月 29 日	業務改善の機運醸成を目的に、業務改善研修会を実施	

具体的な取組事例は以下のとおり。

業務名	内 容	効 果
照会・回答事務の統合	年度末及び年度当初において、類似の情報を探している各課からの照会を 1 つに統合	・照会の整理、統合により照会件数が 9 件減少 ・照会作成、回答作成に係る時間が、約 540 時間/年削減
家屋評価業務（固定資産税）	家屋調査の際、現地で評価情報等を紙ベースで記入、帰庁後システム入力していたが、現地でシステム入力を可能とするためタブレットを導入	・家屋調査～評価までの事務が、約 45 分/件削減
町ぐるみ健診の web 申込	紙ベースの申込のため、書類の整理・管理・データ入力が煩雑となっていたが、申込からデータ入力までを一括管理するシステムの導入を決定	・書類の整理・管理・データ入力に関する業務が半減する見込み（約 1,900 時間→約 950 時間）

3 公共施設マネジメント関係

人口減少や少子・高齢化が進み、厳しい財政状況が見込まれる中、老朽化が進む公共施設が今後一斉に更新時期を迎え、維持・更新等にかかる財政負担の増大が懸念される。

こうした状況を踏まえ、限られた財源の中で将来にわたり質の高い市民サービスを提供するため、平成 28 年度に公共施設等（公共建築物及びインフラ施設）の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方や取組の方向性を示した「三木市公共施設等総合管理計画」を策定した。

令和 2 年度には個別施設の再配置に係る今後の方向性及び対策の実施方針を示した「三木市公共施設再配置方針」及び同方針に基づく個別施設ごとの長寿命化や複合化などの再配置対策、実施時期及び想定事業費を示した実行計画となる「三木市公共施設再配置計画」を策定し、人口規模や市民ニーズに適合した公共施設等の適正規模・適正配置を推進している。

また、令和 3 年度には、「三木市公共施設等総合管理計画」について、「三木市公共施設再配置計画」などの個別施設計画等の内容も反映させた上で改訂した。

令和 5 年度においては、関係課と連携を図りながら、「三木市公共施設再配置計画」の進捗管理を行った。

「三木市公共施設再配置計画」の推進に伴う第 1 期計画期間における公共施設の総延床面積の推移は、次のとおり。

年度	年度末延床面積	増減面積 上段：当該年度 下段：累計	累計増減率 (%)	増減理由・内訳
令和元年度	326,625	—	—	目標：令和 3 年度から令和 11 年度の間に令和元年度面積から 2.9 万㎡ (9%) 縮減
令和 3 年度	324,695	▲1,930 (▲1,930)	▲0.6	旧上の丸庁舎解体(一部) (▲1,305) 上の丸保育所解体 (▲625)
令和 4 年度	323,478	▲1,216 (▲3,147)	▲1.0	神戸電鉄三木駅舎建築(+280) 吉川体育館解体(▲1,496)
令和 5 年度	322,418	▲1,060 (▲4,207)	▲1.3	志染保育所園舎増築(+130) 旧よかわ幼稚園解体(▲577) 旧上の丸庁舎解体(残部) (▲613)

※面積の単位は㎡、▲は減少を示す。四捨五入のため計算結果が一致しない場合がある。

4 使用料・手数料の見直し関係

公共施設の運営管理や諸証明の発行などの行政サービスのコストを把握し、そのサービスを利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保すること及び利用者負担の適正化を図ることを目的とし、使用料・手数料の見直しの統一的な考え方となる「三木市使用料・手数料の見直し方針」（以下「本方針」という。）を令和 4 年 9 月に策定した。

令和 5 年度は、本方針に基づき公共施設の使用料及び諸証明発行などの手数料の料金改定（案）を作成し、市民説明会を開催した後、関係条例の改正を行った。

(1) 主な改定内容

- ア 使用料：公民館等（50 施設 249 室）の貸室の使用料を平均 1.15 倍（最大 1.5 倍）に引き上げ
- イ 手数料：市税等の督促手数料を、督促状 1 通につき 80 円から 100 円に引き上げ

時期	内容	備考
令和 5 年 5 月 9 日	「財政健全化推進本部会議」を開催	料金改定(案)の決定
令和 5 年 7 月～8 月	料金改定(案)について市民説明会を開催	公民館等 11 か所で開催 参加者：161 名 (123 団体)
令和 5 年 9 月 29 日	「三木市の公の施設における使用料を改定する関係条例の整備に関する条例」可決	令和 6 年 4 月 1 日施行